

那須塩原市スポーツ合宿応援商品券交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那須塩原市内のスポーツ施設等でスポーツ合宿（以下「合宿」という。）を行う団体（以下「合宿者」という。）に対し、那須塩原スポーツコミッションが商品券を交付するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、本市において合宿を行う合宿者に対し、予算の範囲内において商品券の交付を行うことで、那須塩原市内の商工業の活性化及び市民と合宿者の交流人口の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体が対象とする競技のこと。
- (2) 合宿 市外からスポーツ技術等の向上を目的に、宿泊を伴う練習や研修等を行うこと。
- (3) スポーツ団体 学校、実業団、クラブ等に所属する者及びスタッフ（部長、監督、コーチ、マネージャー等）で構成する団体をいう。
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設をいう。

(交付対象者)

第4条 商品券の交付の対象となる合宿者（以下、交付対象者）は、市外から那須塩原市に合宿を行うために訪問している団体のうち、別表に掲げる要件を全て満たす団体とする。

(商品券の額)

第5条 交付する商品券の額は、1人当たり1泊500円とし、同一年度内に交付する1団体に対する上限額は100,000円とする。

(交付申請)

第6条 商品券の交付を受けようとする交付対象者は、合宿初日から数えて14日前までに、次に掲げる書類を添えて会長に申請するものとする。

- (1) 那須塩原市スポーツ合宿応援商品券交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 合宿計画書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

2 前項の定めにより申請した内容に変更が生じる場合は、交付対象者はその旨を会長まで報告する。

（商品券の交付）

第7条 会長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内で商品券（那須塩原市商工会及び西那須野商工会が発行する共通商品券）を交付するものとする。

2 前項に規定する商品券の交付は、宿泊初日に一括して交付するものとする。

（実績報告）

第8条 商品券の交付決定を受けた交付対象者は、合宿終了後30日以内に、次に掲げる書類を添えて会長に提出するものとする。

- (1) 那須塩原市スポーツ合宿応援商品券実績報告書（様式第3号）
- (2) 合宿内容報告書（様式第4号）
- (3) 合宿の宿泊等の領収書の写し等、合宿の実績を証明する書類
- (4) 合宿等の写真
- (5) その他会長が必要と認める書類

（商品券の返還）

第9条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、商品券の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により商品券の交付を受けたとき。
- (3) 合宿の途中で参加人数等に変更が生じ、交付対象者が交付要件を満たさなくなったとき。ただし、荒天、参加者の疾病等のやむを得ない事由によると認められる場合を除く。

2 申請者は、前項に定める命令があったときには、7日以内に返還に応じなければならない。また、返還の方法については会長の指示に従うものとする。

（書類の保管期間）

第10条 第6条の定めにより提出された書類を保管しておかなければならない期間は、交付対象となった合宿の完了の日の属する会計年度終了後から5年とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月8日から施行する。

別表

区分	対象要件	備考
宿泊施設	市内に住所を有する宿泊施設に宿泊すること。	
練習・研修等施設	合宿日数のうち3分の2を超える日数を市内に住所を有する施設又は場所で行うこと。	
宿泊数	<ul style="list-style-type: none">・ 5人以上の人数で1回当たり2泊以上の連続した合宿を行うこと。・ 1回の合宿において、人数と宿泊数を乗じて得られる延べ宿泊数が15を超えること。	合宿期間に大会の参加が含まれる場合（交付対象者が那須塩原市民を対象とした大会を主催する場合は除く）は、開会式又は参加する競技日のいずれか早い日の前日の宿泊から最後に参加した競技日の宿泊分を除く。

その他	<ul style="list-style-type: none">・ 那須塩原スポーツコミッションに相談の上、実施に至った合宿を行うこと。・ 営利を目的とする合宿を行わないこと。・ 政治的又は宗教的活動を目的とする合宿を行わないこと。・ 暴力団員（排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）、又は暴力団（栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有する者が所属する団体でないこと。・ 普段活動している地域のスポーツ協会、スポーツ少年団等の地域の競技団体に登録している場合は、その競技団体に登録している団体の単位での申請とする。ただし、団体の中で普段から活動内容・活動場所・活動時間等について別々に行動をしているチーム等の単位がある場合はその限りではない。また、地域の競技団体に登録していない場合は、那須塩原スポーツコミッションと協議の上、申請する団体について決めることとする。	
-----	--	--

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

那須塩原スポーツコミッション会長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

スポーツ合宿応援商品券交付申請書兼請求書

那須塩原市スポーツ合宿応援商品券の交付を受けたいので、那須塩原市スポーツ合宿応援商品券交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

合宿の目的・内容	目的： 内容：
合宿期間	年 月 日から 年 月 日まで
延べ宿泊数	泊
商品券申請（請求）額	円 ※延べ宿泊数に500円を乗じて得た額又は100,000円のいずれか低いほうの額
添付書類	合宿計画書（様式第2号） その他（ ）

様式第2号（第6条関係）

合宿計画書

団体の名称		
事業（合宿）名		
宿泊期間	年 月 日から（チェックイン） 年 月 日まで（チェックアウト） 宿泊日数 _____ 泊・・・(A)	
宿泊予定施設		
利用予定体育施設		
参加予定人数	小学生 _____ 人 中学生 _____ 人 高校生 _____ 人 大学生・専門学生 _____ 人 社会人 _____ 人 合 計 _____ 人・・・(B) （うち指導者等 _____ 人） （うち保護者等 _____ 人）	
延べ宿泊数 (A)×(B)	_____ 泊	
合宿スケジュール (1) 合宿の移動・行動計画等、合宿の流れが時系列でわかるように記入すること。 (2) 別途実施要項や行動計画表がある場合は、任意様式による提出も可能とする。		
日時	内容等	場所

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

那須塩原スポーツコミッション会長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

スポーツ合宿応援商品券実績報告書

那須塩原市スポーツ合宿応援商品券交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

合宿の内容	内容：
合宿期間（実績）	年 月 日から 年 月 日まで
延べ宿泊数	泊
添付書類	(1) 合宿の宿泊費等の領収書の写し (2) 合宿等の写真 (3) その他（ ）

様式第4号（第8条関係）

合 宿 内 容 報 告 書

団体の名称		
事業（合宿）名		
宿泊期間	年 月 日から（チェックイン） 年 月 日まで（チェックアウト） 宿泊日数 _____ 泊・・・(A)	
宿泊施設		
利用施設（場所）		
参加人数	小学生 _____ 人 中学生 _____ 人 高校生 _____ 人 大学生・専門学生 _____ 人 社会人 _____ 人 合 計 _____ 人・・・(B) （うち指導者等 _____ 人） （うち保護者等 _____ 人）	
延べ宿泊数 (A)×(B)	_____ 泊	
合宿スケジュール (1) 合宿の移動・行動計画等、合宿の流れが時系列でわかるように記入すること。 (2) 別途実施要項や行動計画表がある場合は、任意様式による提出も可能とする。		
日時	内容等	場所

